

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

1. 条例改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により地方公営企業法（昭和27年法律第292号）が一部改正されたことに伴い、従来は同法等で規定されていた利益の処分および資本剰余金の処分について条例で定めるため、改正を行おうとするものです。

2. 条例改正案の概要

〔1〕利益の処分等〔第5条〕

利益の処分方法および積立金の使途について規定する。

ア 利益の処分方法〔第1項～第3項〕

繰越欠損金をうめた後の残額があるときは、下記により処分する。

- ① 減債積立金 … 翌事業年度の企業債の元金償還予定額を積み立てる。
- ② 建設改良積立金 … 減債積立金へ積み立てた後の残額を積み立てる。
企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合は、全額を積み立てる。

イ 積立金の使途

- ① 減債積立金 … 企業債の償還に充てる。〔第4項〕
- ② 建設改良積立金 … 建設改良工事に要する費用に充てる。〔第5項〕

〔2〕資本剰余金の処分等〔第6条〕

資本剰余金の積立および処分方法について規定する。

ア 資本剰余金の積立

源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てる。〔第1項〕
(国庫補助金、工事負担金など)

イ 資本剰余金の処分方法

- ① 欠損金をうめ、または資本金に組み入れる。〔第2項〕
- ② 資産の取得に要した価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を帳簿原価とみなして減価償却を行う固定資産で、当該固定資産の撤去等により損失が生じた場合は、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめる。〔第3項〕

〔3〕その他〔付則〕

施行日および経過措置について規定する。

ア 施行日 平成24年4月1日

イ 経過措置 この条例の施行前から積み立てていた建設改良積立金を、この条例に基づき積み立てた建設改良積立金とみなす。